

○ 総務省告示第三百三十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

（令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間に係る指定）

第一条 令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる道府県とする。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	
千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	
県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山県	広島県
島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県
崎県	鹿児島県	沖縄県									

第二条 令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」とい

う。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	長野市	松本市	上田市	岡谷市	飯田市	諏訪市	小諸市	伊那市	駒ヶ根市
愛知県	静岡県	岐阜県												
全ての市町村	全ての市町	全ての市町村		全ての市町村										
						中野市	大町市	飯山市	茅野市	塩尻市	佐久市	千曲市	東御市	安曇野市
						小海町	川上村	南牧村	南相木村	北相木村	佐久穂町	軽井沢町	御代田町	
						立科町	青木村	長和町	下諏訪町	富士見町	原村	辰野町	箕輪町	飯島町
						南箕輪村	中川村	宮田村	松川町	高森町	阿南町	阿智村	平谷村	根羽村
						下條村	壳木村	天龍村	泰阜村	喬木村	豊丘村	大鹿村	上松町	南木曾町
						木祖村	王滝村	大桑村	木曾町	麻績村	生坂村	山形村	朝日村	筑北村
						田町	松川村	白馬村	小谷村	坂城町	小布施町	高山村	山ノ内町	木島平村
						野沢温泉村	信濃町	小川村	飯綱町	榮村				

三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	島根県	鳥取県	岡山県	岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	高梁市	新見市	備前市	瀬
全ての市町	全ての市町	全ての市町村	戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市	和気町	早島町	里庄町	矢掛町	新							
愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	岡山県	岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市	高梁市	新見市	備前市	瀬	
全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	庄村	鏡野町	勝央町	奈義町	西粟倉村	久米南町	美咲町			

高知県	福岡県	佐賀県	沖縄県
全ての市町村	全ての市町村	佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市	佐賀県
神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町	太良町	長崎県	長崎市 佐世保市 島原市 謙早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市
五島市 西海市 南島原市 長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小值賀町 佐々町 新上五島町	賀町 佐々町 新上五島町	熊本県	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 美里町 玉東町 南関町 長洲町 和水町 大津町 菊陽町 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 氷川町 芦北町 津奈木町 錦町 多良木町湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あさぎり町 荻北町
全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村
鹿児島県	宮崎県	大分県	沖縄県